

議案第 89 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が一部改正され、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の共同住宅等に係る認定基準が見直されたことに伴い、その審査手数料について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 共同住宅等に係る単位住戸ごとの低炭素建築物新築等計画の認定制度の廃止に伴う措置（第 20 条関係）

共同住宅等の単位住戸に係る低炭素建築物新築等計画の認定基準が廃止され、共同住宅等に係る認定基準は、住宅部分全体を対象とするものに見直されたことに伴い、単位住戸の認定（既に認定されている低炭素建築物新築等計画の変更の認定を除く。）に係る審査手数料の規定を削除することとする。

- 2 その他

1 に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

公布の日